

第 1 4 6 8 号

# 甲 府 市 公 報

発行所 甲府市役所  
 甲府市丸の内一丁目18番1号  
 発行人 甲府市  
 毎月5日発行  
 発行定日が休日に当たるときはその翌日

## 目 次

### [ 条 例 ]

甲府市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例……………3  
 甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………5  
 甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………6  
 甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例……………7  
 甲府市手数料条例の一部を改正する条例……………8  
 甲府市道の道路構造に関する技術的基準を定める条例の一部を改正する条例……………19  
 甲府市開発行為等の許可基準に関する条例の一部を改正する条例……………21  
 甲府市環境保全条例の一部を改正する条例……………23

### [ 規 則 ]

甲府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………24  
 甲府市財務規則の一部を改正する規則……………26

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則……………28  
 甲府市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則……………29  
 甲府市病院事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則……………30  
 市立甲府病院使用料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則……………31  
 甲府市開発行為等の許可基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………33

### [ 告 示 ]

開発行為に関する工事の完了公告（4件）……………34  
 国民健康保険料督促状公示送達……………38  
 国民健康保険料過誤納金還付充当通知書公示送達……………39  
 介護保険被保険者証無効告示……………40  
 令和3年度上半期の財政状況等の公表……………41  
 甲府市各企業会計の令和3年度上半期の業務状況等の公表……………42  
 生活保護法等指定医療機関廃止公示……………43  
 生活保護法等指定医療機関指定公示……………44

生活保護法等指定施術機関指定公示	45	農業振興地域整備計画の変更公告	79
農用地利用集積計画を定めた旨の公告	46	配当計算書・充当通知書公示送達	80
土壤汚染対策法第11条第1項の規定による形質変更時要届出区域の指定告示	47	差押調書（謄本）公示送達	81
差押調書（謄本）公示送達	48	入札告示	82
配当計算書・充当通知書公示送達	49	公の施設に係る指定管理者の指定告示	85
差押調書（謄本）・配当計算書・充当計算書公示送達	50	介護保険被保険者証無効告示	86
国民健康保険料納入通知書（兼決定通知書）・納入通知書（兼更正通知書）公示送達	51	広告募集公告	87
差押調書（謄本）公示送達	52	開発行為に関する工事の完了公告（2件）	88
入札告示（2件）	53	指定障害福祉サービス事業者の指定公示	90
差押調書（謄本）公示送達（2件）	59	開発行為に関する工事の完了公告	91
入札告示	61	[ 教育委員会 ]	
令和3年度補正予算の公表	64	甲府市学校給食費徴収規則	92
住民票を職権消除した者の公示	65	公の施設に係る指定管理者の指定告示	102
開発行為に関する工事の完了公告	66	入札告示	103
犬又は猫の引取り告示	67	[ 選挙管理委員会 ]	
都市計画図書縦覧告示	68	選挙人名簿登録者総数の50分の1、3分の1及び6分の1の数の告示	106
配当計算書・充当通知書公示送達	69	[ 農業委員会 ]	
開発行為に関する工事の完了公告	70	甲府市農業委員会12月定例総会招集公告	107
国民健康保険被保険者証無効告示	71	[ 上下水道局 ]	
指定地域密着型サービス事業者の廃止公示（2件）	72	甲府市上下水道局庁用自動車等管理規程の一部を改正する規程	108
介護保険料更正通知書・納付書・更正通知書兼特別徴収中止通知書公示送達	74	指定給水装置工事事業者の指定告示	109
令和3年度補正予算の公表	75	指定給水装置工事事業者の給水装置工事事業の休止告示	110
市県民税督促状公示送達	76	[ 任免辞令 ]	
市県民税過誤納金還付通知書公示送達	77	市長事務部局	111
公売公告兼見積価額公告	78		

※別紙・別冊についての掲載は省略しています。

---

# 条例

---

甲府市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月24日

甲府市長 樋口 雄一

## 甲府市条例第28号

甲府市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例

甲府市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例（平成17年12月条例第54号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画であって本市が定めるもの（以下「持続的発展計画」という。）に記載された産業振興促進区域（同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域をいう。以下同じ。）内において持続的発展計画において振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。以下同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備の取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。以下同じ。）をした者に係る固定資産税の課税免除に関し必要な事項を定めるものとする。

（課税免除）

第2条 市長は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第3項の表の第1号の中欄又は第45条第2項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第3項の表の第1号の下欄又は第45条第2項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。）をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（令和3年4月1日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について最初に課すべきこととなる年度以降3年度分に限り免除するものとする。

(1) 製造業又は旅館業 500万円（資本金の額等が5,000万円を超え1億円以下である法人が行うものにあつては1,000万円とし、資本金の額等が1億円を超える法人が行うものにあつては2,000万円とする。）

(2) 情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500万円

第3条各号列記以外の部分中「取得」を「取得等をした」に改め、同条第1号中「取得時期」を「取得等の時期」に、「取得価額」を「取得等の価額」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 令和3年3月31日以前にこの条例による改正前の甲府市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例第2条に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者に係る固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。

甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月24日

甲府市長 樋口 雄一

#### 甲府市条例第29号

甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年12月条例第55号）の一部を次のように改正する。

第28条第1項第4号ア中「児童福祉事業」を「相談援助業務（法第13条第3項第2号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。））」に、「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に母子生活支援施設の長として勤務している者については、この条例による改正後の甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する母子生活支援施設の長として勤務している者とみなす。

甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月24日

甲府市長 樋口 雄一

### 甲府市条例第30号

甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年12月条例第57号）の一部を次のように改正する。

附則中第11項を第12項とし、第5項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

5 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第6条第3項の規定の適用については、同項の表備考第1号中「かつ、」とあるのは、「又は」とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定は、令和2年4月1日から適用する。

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月24日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第31号

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例

甲府市国民健康保険条例（昭和34年3月条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条中「40万4,000円」を「40万8,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第5条の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

甲府市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月24日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第32号

甲府市手数料条例の一部を改正する条例

甲府市手数料条例（平成12年3月条例第9号）の一部を次のように改正する。  
別表第35号から第38号までを次のように改める。

<p>(35) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第4項までの規定に基づく住宅の新築に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>1件につき、次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出があった場合は、甲府市建築基準法施行条例（昭和54年12月条例第37号）第28条の2第1項（昇降機に係る部分を除く。）及び第2項並びに第28条の3第1項の規定により納めることとなる手数料に相当する額（次号から第38号まで、第40号の3、第40号の4、第41号、第42号及び第47号において「確認申請に係る手数料相当額」という。）を加えた額）</p> <p>ア 申請に併せて確認書等（その住宅の構造及び設備が長期使用構造等（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第2条第4項に規定する長期使用構造等をいう。）である旨が記載された確認書（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項に規定する確認書をいう。）又は住宅性能評価書（同法第5条第1項に規定する住宅性能評価書をいう。）をい</p>
--	---



う。次号から第38号まで、第40号の3及び第40号の4において同じ。)が提出された場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(7) 一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この号、次号、第40号の3、第40号の4及び第47号から第49号までにおいて同じ。) 16,000円

(8) 総戸数が5戸以内の共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この号、次号、第40号の3、第40号の4及び第41号において同じ。) 25,000円

(9) 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 39,000円

(10) 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 62,000円

(11) 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 96,000円

(12) 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 143,000円

(13) 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 239,000円

(14) 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 303,000円

(15) 総戸数が300戸を超える共同住宅等 344,000円

イ ア以外の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(7) 一戸建ての住宅 49,000円</li> <li>(4) 総戸数が5戸以内の共同住宅等 108,000円</li> <li>(5) 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 170,000円</li> <li>(6) 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 333,000円</li> <li>(7) 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 592,000円</li> <li>(8) 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 1,014,000円</li> <li>(9) 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 1,874,000円</li> <li>(10) 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 2,679,000円</li> <li>(11) 総戸数が300戸を超える共同住宅等 3,284,000円</li> </ul>
<p>(36) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定に基づく住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>1件につき、次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出があった場合は、確認申請に係る手数料相当額を加えた額）</p> <p>ア 申請に併せて確認書等が提出された場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(7) 一戸建ての住宅 25,000円</li> <li>(4) 総戸数が5戸以内の共同住宅等 38,000円</li> <li>(5) 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 58,000円</li> <li>(6) 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅</li> </ul>

等 93,000円

(カ) 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 144,000円

(キ) 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 214,000円

(ク) 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 359,000円

(ケ) 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 454,000円

(コ) 総戸数が300戸を超える共同住宅等 516,000円

イ ア以外の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 一戸建ての住宅 73,000円

(2) 総戸数が5戸以内の共同住宅等 163,000円

(3) 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 256,000円

(4) 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 499,000円

(5) 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 888,000円

(6) 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 1,522,000円

(7) 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 2,812,000円

(8) 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 4,019,000円

(9) 総戸数が300戸を超える共同住宅等 4,926,000円

<p>(37) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく住宅の新築に係る長期優良住宅建築等計画の変更（同法第9条第1項又は第3項の規定に基づく変更を除く。）の認定の申請に対する審査</p>	<p>1件につき、次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出があつた場合は、確認申請に係る手数料相当額を加えた額）を既に計画の認定を受けた戸数で除して得た額に変更に係る戸数を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）</p> <p>ア イ以外の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>① 申請に併せて確認書等が提出された場合 第35号アに掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額</p> <p>② ①以外の場合 第35号イに掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額</p> <p>イ 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号。次号及び第40号の3において「改正法」という。）附則第2条第3項各号に掲げる長期優良住宅建築等計画の変更をする場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>① 申請に併せて確認書等が提出された場合 第40号の3ア①から④までに掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額</p> <p>② ①以外の場合 第40号の3イ①から④までに掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額</p>
---	--

<p>(38) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画の変更（同法第9条第1項又は第3項の規定に基づく変更を除く。）の認定の申請に対する審査</p>	<p>1件につき、次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出があった場合は、確認申請に係る手数料相当額を加えた額）を既に計画の認定を受けた戸数で除して得た額に変更に係る戸数を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）</p> <p>ア イ以外の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>① 申請に併せて確認書等が提出された場合 第36号アに掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額</p> <p>② ①以外の場合 第36号イに掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額</p> <p>イ 改正法附則第2条第3項各号に掲げる長期優良住宅建築等計画の変更をする場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>① 申請に併せて確認書等が提出された場合 第40号の4ア①から④までに掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額</p> <p>② ①以外の場合 第40号の4イ①から④までに掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額</p>
---	---

別表第39号中「第9条第1項」を「第9条第1項又は第3項」に改める。

別表第40号の次に次のように加える。

<p>(40)の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法</p>	<p>1件につき 160,000円</p>
---------------------------------	-----------------------

<p>律第18条第1項の規定に基づく住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査</p>	
<p>(40) の3 改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第1条の規定による改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下この号から第40号の6までにおいて「改正前長期優良住宅法」という。）第8条第1項の規定に基づく住宅の新築に係る長期優良住宅建築等計画の変更（改正前長期優良住宅法第9条第1項の規定に基づく変更を除く。）の認定の申請に対する審査</p>	<p>1件につき、次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（改正前長期優良住宅法第8条第2項において準用する改正前長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出があった場合は、確認申請に係る手数料相当額を加えた額を既に計画の認定を受けた戸数で除して得た額）に変更に係る戸数を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）</p> <p>ア 申請に併せて確認書等が提出された場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(7) 一戸建ての住宅 6,500円</li> <li>(8) 総戸数が5戸以内の共同住宅等 11,500円</li> <li>(9) 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 18,000円</li> <li>(10) 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 29,500円</li> <li>(11) 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 46,500円</li> <li>(12) 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 70,000円</li> <li>(13) 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 118,500円</li> <li>(14) 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 150,000円</li> </ul>

	<p>(ハ) 総戸数が300戸を超える共同住宅等 170,500円</p> <p>イ ア以外の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(イ) 一戸建ての住宅 23,000円</p> <p>(ロ) 総戸数が5戸以内の共同住宅等 53,000円</p> <p>(ハ) 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 84,000円</p> <p>(ニ) 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 165,000円</p> <p>(ホ) 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 294,500円</p> <p>(ヘ) 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 506,000円</p> <p>(セ) 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 936,000円</p> <p>(ソ) 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 1,338,000円</p> <p>(タ) 総戸数が300戸を超える共同住宅等 1,640,500円</p>
<p>(40) の4 改正前長期優良住宅法第8条第1項の規定に基づく住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画の変更（改正前長期優良住宅法第9条第1項の規定に基づく変更を除く。）の認定の申請に</p>	<p>1件につき、次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（改正前長期優良住宅法第8条第2項において準用する改正前長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出があった場合は、確認申請に係る手数料相当額を加えた額を既に計画の認定を受けた戸数で除して得た額）に変更に係る戸数を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）</p> <p>ア 申請に併せて確認書等が提出された場合 次に</p>

対する審査

掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (7) 一戸建ての住宅 10,000円
- (i) 総戸数が5戸以内の共同住宅等 17,000円
- (ii) 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 27,000円
- (iii) 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 44,500円
- (iv) 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 70,000円
- (v) 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 105,000円
- (vi) 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 177,500円
- (vii) 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 225,000円
- (viii) 総戸数が300戸を超える共同住宅等 256,000円

イ ア以外の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (7) 一戸建ての住宅 34,500円
- (i) 総戸数が5戸以内の共同住宅等 79,500円
- (ii) 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 126,000円
- (iii) 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 247,500円
- (iv) 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 442,000円



	(a) 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 759,000円 (b) 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 1,404,000円 (c) 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 2,007,500円 (d) 総戸数が300戸を超える共同住宅等 2,461,000円
(40)の5 改正前長期優良住宅法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更（改正前長期優良住宅法第9条第1項の規定に基づく変更に限る。）の認定の申請に対する審査	1件につき 1,800円
(40)の6 改正前長期優良住宅法第10条の規定に基づく地位の承継の承認の申請に対する審査	1件につき 1,800円

別表第41号ア(4)中「（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この号において同じ。）」を削る。

別表第47号ア(7)、第48号イ(7)a及び第49号ア(7)中「（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この号において同じ。）」を削る。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前

の例による。

甲府市道の道路構造に関する技術的基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月24日

甲府市長 樋口 雄一

### 甲府市条例第33号

甲府市道の道路構造に関する技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

甲府市道の道路構造に関する技術的基準を定める条例（平成24年12月条例第45号）の一部を次のように改正する。

目次中「自転車専用道路、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路（第31条・第32条）」を「自転車専用道路等（第31条～第32条の2）」に改める。

第6章の章名を次のように改める。

#### 第6章 自転車専用道路等

第6章中第32条の次に次の1条を加える。

（歩行者利便増進道路）

第32条の2 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、甲府市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成24年12月条例第46号）で定める基準に適合する構造とするものとする。

する。

第 38 条中「横断歩道橋等」の次に「、自動運行補助施設」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

甲府市開発行為等の許可基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月24日

甲府市長 樋口 雄一

#### 甲府市条例第34号

甲府市開発行為等の許可基準に関する条例の一部を改正する条例

甲府市開発行為等の許可基準に関する条例（平成14年6月条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号を次のように改める。

(2) 次に掲げる土地の区域以外の土地の区域

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項の規定により災害危険区域に指定されている土地の区域

イ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定により地すべり防止区域に指定されている土地の区域

ウ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により急傾斜地崩壊危険区域に指定されている土地の区域

エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域に指定されている土地の区域

オ 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の規定により浸水被害防止区域に指定されている土地の区域

カ 水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項第4号の浸水想定区域のうち、洪水又は雨水出水（同法第2条第1項の雨水出水をいう。）が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民その他の者の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域

キ アからカまでに掲げる土地の区域のほか、政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域に該当する区域として規則で定める土地の区域  
第5条及び第6条中「除外区域以外の」を「第3条第1項第2号に掲げる」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の甲府市開発行為等の許可基準に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にされた許可の申請について適用し、同日前にされた許可の申請に係る基準については、なお従前の例による。

甲府市環境保全条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 1 2 月 2 4 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 3 5 号

甲府市環境保全条例の一部を改正する条例

甲府市環境保全条例（平成 2 2 年 6 月条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 7 条中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

# 規則

---

甲府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月24日

甲府市長 樋口 雄一

## 甲府市規則第30号

甲府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和42年12月規則第44号）の一部を次のように改正する。

第3条中「公務又は通勤により生じた」を「公務上の災害又は通勤による災害」に改める。

第4条第2項第1号中「実施機関の長」を「実施機関」に改める。

第1号様式から第3号様式までの規定中「実施機関の長」を「実施機関」に改める。

第4号様式中「実施機関の長」を「実施機関」に改め、同様式（注意事項）第5項中「年金の支給決定」を「休業補償の支給決定」に改める。

第5号様式から第6号様式の2までの規定中「実施機関の長」を「実施機関」に改める。

第7号様式中「、氏名」を「氏名」に改める。

第12号様式（注意事項）第6項中「請求書」を「証書」に改める。

### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、所要



の調整をして使用することができる。

甲府市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月24日

甲府市長 樋口 雄一

### 甲府市規則第31号

甲府市財務規則の一部を改正する規則

甲府市財務規則（昭和62年1月規則第1号）の一部を次のように改正する。

第51条を次のように改める。

（指定納付受託者の指定等）

第51条 市長は、法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者（以下この条、次条、第52条及び第82条第2号において「指定納付受託者」という。）を指定し、当該指定の内容を変更し、又は当該指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ会計管理者と協議するものとする。

2 市長は、次の表の左欄に掲げる場合には、それぞれ当該右欄に掲げる事項及びその他必要な事項を告示しなければならない。

指定納付受託者を指定したとき。	(1) 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地 (2) 指定納付受託者に納付させる歳入 (3) 指定日
指定納付受託者の指定の内容を変更したとき。	(1) 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地 (2) 変更の内容 (3) 変更日
指定納付受託者の指定を取り消したとき。	(1) 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地 (2) 取消日

第51条の次に次の1条を加える。

(指定納付受託者による納付)

第51条の2 指定納付受託者は、法第231条の2の2の規定により歳入を納付しようとする者の委託を受けたときは、市長が指定する日までに当該委託を受けた歳入を納付しなければならない。

2 前項の場合において、同項の指定する日までに指定納付受託者による歳入の納付があったときは、当該歳入に係る地方自治法施行規則第12条の2の6第1項に定める書面及び同条第2項に定める通知を当該歳入に係る領収書とみなす。

第52条ただし書中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に、「承認があった時」を「委託を受けた日」に改める。

第65条の2第2項中「総務部長」を「行政経営部長」に改める。

第82条第2号中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改める。

第94条第1項中「現金出納員等」を「現金出納員及び現金収納員（以下この条、次条及び第102条において「現金出納員等」という。）」に改める。

#### 附 則

1 この規則は、令和4年1月4日から施行する。

2 この規則の施行の際現に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第6条の規定による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定による指定を受けている者に対する改正後の甲府市財務規則第51条、第52条及び第82条第2号の規定の適用については、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月24日

甲府市長 樋口 雄一

### 甲府市規則第32号

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則（令和2年9月規則第51号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和3年12月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

甲府市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月24日

甲府市長 樋口 雄一

### 甲府市規則第33号

甲府市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市国民健康保険条例施行規則（昭和35年11月規則第52号）の一部を次のように改正する。

第15条の2中「1万6,000円」を「1万2,000円」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第15条の2の規定は、この規則の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

甲府市病院事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

令和3年12月24日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第34号

甲府市病院事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則  
甲府市病院事業の財務に関する特例を定める規則（昭和39年4月規則第48  
号）の一部を次のように改正する。

別表病院事業勘定科目の費用の表中「長期借入金利息」を「長期借入金利息  
リース利息」に  
改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

市立甲府病院使用料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月24日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第35号

市立甲府病院使用料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

市立甲府病院使用料等徴収条例施行規則（昭和35年11月規則第46号）の一部を次のように改正する。

別表診察、検診関係の表中

「

P R P 療法	関節腔内への注入	1回	257,000円	を
	筋・腱・靭帯への注入	1回	100,000円	

」

「

P R P 療法	関節腔内への注入	1回目	257,000円	に
		2回目以降	190,000円	
	筋・腱・靭帯への注入	1回	100,000円	
P F C - F D 療法	感染症検査（陰性）	1回	170,000円	」
	感染症検査（陽性）	1回	18,182円	

改める。

別表備考4中「16,000円」を「12,000円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表備考4の規定は、この規則の施行の日以後の出産に係る分娩介助料について適用し、同日前の出産に係る分娩介助料については、なお従前の例による。



甲府市開発行為等の許可基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月24日

甲府市長 樋口 雄一

### 甲府市規則第36号

甲府市開発行為等の許可基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市開発行為等の許可基準に関する条例施行規則（平成14年6月規則第28号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（条例第3条第1項第2号キの規則で定める土地の区域）」に改め、同条中「第3条第1項第2号」を「第3条第1項第2号キ」に改め、第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号から第7号までを2号ずつ繰り上げ、第8号を削る。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の甲府市開発行為等の許可基準に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後にされた許可の申請について適用し、同日前にされた許可の申請に係る基準については、なお従前の例による。

# 告示

甲府市告示第665号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和3年12月1日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市宮原町字櫻林139番1、139番2、139番5から  
139番8まで、141番2、141番5、141番12、141番13  
及び150番2  
以上11筆

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市大里町4402番地5  
有限会社交和エステート  
代表取締役 家 苗 浩 明

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和3年12月1日

甲府市長 樋口雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市上町字天屋154番5  
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲府市上町1505番地  
ネクステージサンライフ天神B102  
山本孝太

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和3年12月1日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市大里町字大北耕地1番1、1番3から1番17まで及び  
5番1から5番5まで  
並びに中巨摩郡昭和町押越字鎌田川端1845番1から1845番6まで、  
1847番2、1854番2及び1854番3  
以上30筆

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	ごみ集積所及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市相生一丁目16番16号  
有限会社セントラルホームズ  
代表取締役 雨宮 孝

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和3年12月1日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市和戸町字八枚畑1140番20、1140番21、  
1145番16、1145番17及び1146番1から1146番3まで  
以上7筆及び道・水

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市里吉二丁目12番15号  
小林 興 司

次の国民健康保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和3年12月1日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 令和2年度国民健康保険料第6期分督促状  
令和2年度国民健康保険料第7期分督促状  
令和2年度国民健康保険料第8期分督促状  
令和3年度国民健康保険料第1期分督促状  
令和3年度国民健康保険料第2期分督促状  
令和3年度国民健康保険料第3期分督促状
- 2 送達を受けるべき者 別紙のとおり
- 3 保管場所 甲府市企画財務部収納管理室収納課

甲府市告示第670号

次の国民健康保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和3年12月1日

甲府市長 樋口 雄一

- |             |                    |
|-------------|--------------------|
| 1 書類名       | 国民健康保険料過誤納金還付充当通知書 |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり             |
| 3 保管場所      | 甲府市企画財務部収納管理室収納課   |

甲府市告示第671号

次の介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第21号）第12条の規定により無効である旨を告示する。

令和3年12月1日

甲府市長 樋口雄一

- 1 書類名 介護保険被保険者証
- 2 被保険者番号及び住所並びに氏名 別紙のとおり



地方自治法第243条の3第1項及び甲府市「財政事情」の作成及び公表に関する条例の規定に基づき、甲府市一般会計、甲府市国民健康保険事業特別会計、甲府市交通災害共済事業特別会計、甲府市住宅新築資金等貸付事業特別会計、甲府市介護保険事業特別会計、甲府市農業集落排水事業特別会計、甲府市後期高齢者医療事業特別会計、甲府市浄化槽事業特別会計、甲府市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の令和3年度上半期の財政状況及び甲府市一般会計、甲府市国民健康保険事業特別会計、甲府市交通災害共済事業特別会計、甲府市住宅新築資金等貸付事業特別会計、甲府市介護保険事業特別会計、甲府市農業集落排水事業特別会計、甲府市後期高齢者医療事業特別会計、甲府市浄化槽事業特別会計、甲府市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の前年度決算状況を、別紙のとおり公表する。

令和3年12月1日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市告示第673号

地方公営企業法第40条の2の規定に基づき、甲府市地方卸売市場事業会計、甲府市病院事業会計、甲府市下水道事業会計、甲府市水道事業会計、甲府市簡易水道等事業会計の令和3年度上半期の業務の状況及び甲府市地方卸売市場事業会計、甲府市病院事業会計、甲府市下水道事業会計、甲府市水道事業会計、甲府市簡易水道等事業会計の前年度の決算の状況を、甲府市「財政事情」の作成及び公表に関する条例第4条第1項により、別紙のとおり公表する。

令和3年12月1日

甲府市長 樋口雄一

甲府市告示第674号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、次のとおり生活保護法等指定医療機関廃止届書を受理したので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和3年12月2日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 生活保護法等指定医療機関廃止届書
- 2 医療機関番号、医療機関の名称、医療機関の所在地、開設者、代表者、廃止年月日

別紙のとおり

甲府市告示第675号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び第84条の2の規定に基づき、次のとおり生活保護法等指定医療機関指定申請書を受理し、指定医療機関として指定したので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和3年12月2日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 生活保護法等指定医療機関指定申請書
- 2 医療機関番号、指定の期間、医療機関の名称、医療機関の所在地、開設者、代表者、管理者

別紙のとおり

甲府市告示第676号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び第84条の2の規定に基づき、次のとおり生活保護法等指定施術機関指定申請書を受理し、指定施術機関として指定したので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和3年12月2日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 生活保護法等指定施術機関指定申請書
- 2 施術機関番号、指定の期間、施術機関の名称、施術機関の所在地、開設者、代表者、施術者

別紙のとおり

甲府市告示第677号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、次のとおり閲覧に供する。

令和3年12月2日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 農用地利用集積計画の閲覧場所  
甲府市丸の内一丁目18番1号  
甲府市産業部農林振興室農政課
- 2 農用地利用集積計画の閲覧期間  
告示の日から2週間

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

令和3年12月2日

甲府市長 樋口 雄一

1 指定する区域

甲府市丸の内一丁目1番5地先

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

甲府市告示第679号

次の差押に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所が明らかでないため、地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）第20条及び第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年12月3日

甲府市長 樋口 雄一

- |             |                    |
|-------------|--------------------|
| 1 書類名       | 差押調書（謄本）福発第4595号   |
| 2 送達を受けるべき者 | （省略）               |
| 3 保管場所      | 甲府市福祉保健部保険経営室健康保険課 |



甲府市告示第680号

次の市税徴収にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたため調査を行ったが、なお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和3年12月6日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |                                    |
|---|-----------|------------------------------------|
| 1 | 書類名       | 配当計算書 企発第24387号<br>充当通知書 企発第24388号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略)                               |
| 3 | 保管場所      | 甲府市企画財務部収納管理室滞納整理課                 |

甲府市告示第681号

次の市税徴収にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたため調査を行ったが、なお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和3年12月6日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |  |
|---|-----------|--|
| 1 | 書類名       | 差押調書（謄本） 企発第23978号<br>配当計算書 企発第24506号<br>充当計算書 企発第24507号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略）   |
| 3 | 保管場所      | 甲府市企画財務部収納管理室滞納整理課                                       |

次の国民健康保険料に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので調査を行ったが、なお不明のため国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和3年12月7日

甲府市長 樋口雄一

- |             |  |
|-------------|--|
| 1 書類名       | 令和3年度甲府市国民健康保険料納入通知書<br>（兼決定通知書）<br>令和3年度甲府市国民健康保険料納入通知書<br>（兼更正通知書） |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり   |
| 3 保管場所      | 甲府市福祉保健部保険経営室健康保険課   |

甲府市告示第683号

次の差押に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所が明らかでないため、地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）第20条及び第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年12月8日

甲府市長 樋口 雄一

- |             |                    |
|-------------|--------------------|
| 1 書類名       | 差押調書（謄本）福発第4509号   |
| 2 送達を受けるべき者 | （省略）               |
| 3 保管場所      | 甲府市福祉保健部保険経営室健康保険課 |

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和3年12月9日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 156号		
工事名	区画道路築造工事 (R3・10-1号線 外)		
工事場所	甲府市朝日一丁目地内		
工事概要	1	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アスファルト舗装工 A = 475 m<sup>2</sup></li> <li>・自由勾配側溝工 (縦断用300型) L = 104.0 m</li> <li>・自由勾配側溝工 (横断用300型) L = 38.0 m</li> <li>・集水柵工 N = 2箇所</li> <li>・付帯工 1式</li> </ul>
	2	工期	令和4年3月18日まで
	3	予定価格 (税込み)	14,311,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 B又はC
	3	同種工事施工実績	<p>道路工事等。 ただし、1件の工事請負額が、700万円以上の実績に限る。 元請として平成18年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。</p>
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和3年12月9日

	2	入札説明書等配付締切日	令和3年12月20日
	3	申請書受付開始日	令和3年12月9日
	4	申請書受付締切日	令和3年12月20日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和3年12月24日
	6	設計図書配付開始日	令和3年12月9日
	7	設計図書配付締切日	令和3年12月27日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和3年12月9日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和3年12月27日
	10	入札及び開札日時	令和4年1月7日 午前10時00分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和4年1月5日 午後5時まで
	2	回答	令和4年1月6日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用「甲府市低入札価格調査実施要綱（令和3年4月1日改正）」		
支払条件	前金払		請求できる
	中間前金払		請求できる

問い合わせ先	甲府市行政経営部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124
--------	---

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和3年12月9日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(舗装) 163号		
工事名	R3舗装工事(市道堀之内大津線)		
工事場所	甲府市堀之内町地内外		
工事概要	1	工事内容	施工延長 L = 94.9 m 車道舗装工 ・表層工 A = 618 m <sup>2</sup> ・基層工 A = 47 m <sup>2</sup> ・上層路盤工 A = 63 m <sup>2</sup> ・下層路盤工 A = 63 m <sup>2</sup> 歩道舗装工 ・表層工 A = 175 m <sup>2</sup> ・上層路盤工 A = 175 m <sup>2</sup> ・フィルター層 A = 175 m <sup>2</sup> ・縁石工 L = 99.2 m ・付帯工 1式
	2	工期	令和4年3月30日まで
	3	予定価格 (税込み)	14,586,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	舗装 直近の経営事項審査結果通知書の総合評定値(P)650点以上
	3	同種工事施工実績	舗装工事等。 ただし、1件の工事請負額が、700万円以上の実績に限る。 元請として平成18年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての



			実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事実績は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和3年12月9日
	2	入札説明書等配付締切日	令和3年12月20日
	3	申請書受付開始日	令和3年12月9日
	4	申請書受付締切日	令和3年12月20日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和3年12月24日
	6	設計図書配付開始日	令和3年12月9日
	7	設計図書配付締切日	令和3年12月27日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和3年12月9日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和3年12月27日
	10	入札及び開札日時	令和4年1月7日 午前10時10分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和4年1月5日 午後5時まで
	2	回答	令和4年1月6日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		

低入札価格調査制度	適用「甲府市低入札価格調査実施要綱（令和3年4月1日改正）」	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	甲府市行政経営部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市告示第686号

次の差押に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所が明らかでないため、地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）第20条及び第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年12月9日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |                    |
|---|-----------|--------------------|
| 1 | 書類名       | 差押調書（謄本）福発第4597号   |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略）               |
| 3 | 保管場所      | 甲府市福祉保健部保険経営室健康保険課 |

甲府市告示第687号

次の市税徴収にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたため調査を行ったが、なお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和3年12月13日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |                    |           |
|---|-----------|--------------------|-----------|
| 1 | 書類名       | 差押調書（謄本）           | 企発第24246号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略）               |           |
| 3 | 保管場所      | 甲府市企画財務部収納管理室滞納整理課 |           |

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和3年12月13日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象物品

- |                |          |
|----------------|----------|
| (1) 入札番号       | 第2454号   |
| (2) 物件名        | 学習用端末    |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による |
| (4) 納入期限       | 入札説明書による |
| (5) 納入場所       | 入札説明書による |
| (6) 予定価格       | 公表しない    |
| (7) 最低制限価格     | 設けない     |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店を有する者であること。
  - (2) 甲府市の物品供給競争入札参加資格の認定において、第1希望の業種が「事務用品」で登録されている者であること。
  - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。  
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
  - (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
  - (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。  
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
  - (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
  - (8) 市税の滞納がない者であること。
  - (9) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。
- 3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 令和3年12月13日（月）～令和3年12月24日（金）

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市役所本庁舎6階 行政経営部契約管財室契約課  
甲府市丸の内一丁目18番1号  
電話055-237-5194
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 令和3年12月13日(月)～令和3年12月24日(金)  
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)  
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市役所本庁舎6階 行政経営部契約管財室契約課  
甲府市丸の内一丁目18番1号  
電話055-237-5194

#### 4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和4年1月14日(金) 午後1時30分
- (2) 場所 甲府市役所本庁舎6階 入札室1  
甲府市丸の内一丁目18番1号  
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

#### 5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

#### 7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会を行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

地方自治法第219条第2項の規定により、令和3年12月市議会定例会において議決を経た補正予算を、別紙のとおり公表する。

令和3年12月13日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 令和3年度甲府市一般会計補正予算（第10号）
- 2 令和3年度甲府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 3 令和3年度甲府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 4 令和3年度甲府市病院事業会計補正予算（第2号）
- 5 令和3年度甲府市一般会計補正予算（第11号）
- 6 令和3年度甲府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 7 令和3年度甲府市一般会計補正予算（第12号）

令和3年12月13日 原案可決



甲府市告示第690号

別紙の者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、住民票を消除したので、同条第4項の規定により公示する。

令和3年12月14日

甲府市長 樋口雄一

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和3年12月15日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市高畑一丁目489番1から489番3まで  
以上3筆
- 2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	水路
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲府市高畑三丁目3番3号  
有限会社しまや  
代表取締役 片川 学

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定に基づき次の犬又は猫の引取りを行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第15条第4項の規定により告示する。

この犬又は猫の所有者は、令和3年12月20日までに、引き取る旨の連絡を次の連絡先にすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬又は猫は処分する。

令和3年12月15日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 拾得場所：甲府市中畑町地内
- 2 犬又は猫の別：犬
- 3 種類：トイプードル風
- 4 性別：オス
- 5 毛の色：茶
- 6 その他の特徴：成犬、首輪なし
- 7 連絡先：甲府市福祉保健部保健衛生室生活衛生薬務課  
電話055-237-2550

甲府市告示第693号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年12月16日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 都市計画の種類 甲府及び笛吹川都市計画道路の変更  
（3・4・107号 甲府外郭環状道路東線）
- 2 縦覧場所 甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課

甲府市告示第694号

次の差押に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所が明らかでないため、地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）第20条及び第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年12月16日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |                                  |
|---|-----------|----------------------------------|
| 1 | 書類名       | 配当計算書 福発第4800号<br>充当通知書 福発第4802号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略)                             |
| 3 | 保管場所      | 甲府市福祉保健部保険経営室健康保険課               |

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和3年12月17日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市川田町字亀田119番1  
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲府市和戸町1164番地8  
遠藤 寛幸

甲府市告示第696号

次の国民健康保険被保険者証は、甲府市国民健康保険条例施行規則（昭和35年11月規則第52号）第13条の規定により無効である旨を告示する。

令和3年12月17日

甲府市長 樋口雄一

- 1 書類名 国民健康保険被保険者証
- 2 世帯主住所、被保険者氏名及び記号番号 別紙のとおり

甲府市告示第697号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第78条の11の規定により公示する。

令和3年12月17日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |  |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970104632                                     |
| 2 | 事業所の名称    | デイサービスこうふ里吉                                    |
| 3 | 事業所の所在地   | 甲府市里吉一丁目6番1号                                   |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 中巨摩郡昭和町紙漉阿原2679-7<br>株式会社 ケアリンク<br>代表取締役 梶谷 秀一 |
| 5 | サービスの種類   | 地域密着型通所介護                                      |
| 6 | 廃止年月日     | 令和3年10月31日                                     |



甲府市告示第698号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第78条の11の規定により公示する。

令和3年12月17日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |   |
|---|-----------|---|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1991700079                              |
| 2 | 事業所の名称    | デイサービスおれんじ                              |
| 3 | 事業所の所在地   | 甲斐市富竹新田92-6                             |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲斐市富竹新田92-6<br>合同会社 おれんじ<br>代表社員 小林 まち子 |
| 5 | サービスの種類   | 地域密着型通所介護                               |
| 6 | 廃止年月日     | 令和3年11月30日                              |

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので調査を行ったが、なお不明のため介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和3年12月20日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |   |
|---|-----------|---|
| 1 | 書類名       | 甲府市介護保険料 更正通知書<br>甲府市介護保険料 納付書<br>甲府市介護保険料 更正通知書兼特別徴収中止通知書                                      |
| 2 | 発送日       | 令和3年12月10日  |
| 3 | 項目        | 令和3年度介護保険料更正通知書<br>令和3年度介護保険料現年度6期分<br>令和3年度介護保険料更正通知書兼特別徴収中止通知書                                |
| 4 | 納期限       | 令和4年1月4日  |
| 5 | 納付場所      | 甲府市指定金融機関<br>甲府市収納代理金融機関<br>甲府市指定コンビニエンスストア<br>甲府市企画財務部収納管理室収納課<br>甲府市福祉保健部保険経営室介護保険課<br>窓口センター |
| 6 | 送達を受けるべき者 | (省略)<br>(省略)<br>(省略)<br>(省略)  |
| 7 | 保管場所      | 甲府市福祉保健部保険経営室介護保険課  |

甲府市告示第700号

地方自治法第219条第2項の規定により、専決処分した令和3年度補正予算を、別紙のとおり公表する。

令和3年12月20日

甲府市長 樋口 雄一

令和3年度甲府市一般会計補正予算（第13号）

甲府市告示第701号

次の市税等にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和3年12月21日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |                  |
|---|-----------|------------------|
| 1 | 書類名       | 令和3年度市県民税督促状     |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり           |
| 3 | 保管場所      | 甲府市企画財務部収納管理室収納課 |

甲府市告示第702号

次の市税等にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和3年12月21日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |                    |
|---|-----------|--------------------|
| 1 | 書類名       | 令和3年度市県民税過誤納金還付通知書 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり             |
| 3 | 保管場所      | 甲府市企画財務部収納管理室収納課   |

国税徴収法第95条及び同法第99条の規定により、次のとおり差押財産の公売及び見積価額を公告する。

令和3年12月24日

甲府市長 樋口 雄一

公 売 財 産		
公 売 保 証 金	別紙「公売財産、公売保証金及び見積価額」のとおり	
見 積 価 額		
公 売 方 法	入 札	
公 売 日 時	入札	令和4年2月1日（火） 午後1時30分から午後2時00分まで
	開札	令和4年2月1日（火）午後2時01分
公 売 場 所	山梨県笛吹市石和町広瀬785番地 東八代合同庁舎3階大会議室	
売却決定の日時	令和4年2月22日（火）午前10時00分	
売却決定の場所	山梨県甲府市丸の内1丁目18番1号 甲府市役所3階滞納整理課	
買受代金納期限	令和4年2月22日（火）午後3時00分	
買受人についての資格その他の要件	次の者は、公売財産を買受けることができません。 1 この公売公告に違反した者 2 国税徴収法第92条の規定に該当する者 3 国税徴収法第108条第1項又は第5項の規定に該当する者	
そ の 他	別紙「その他の事項」のとおり	
配当を受ける者の権利の申出について	この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権または留置権等を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書により、その内容を市長あてに申し出てください。 なお、債権現在額申立書の用紙は、甲府市役所滞納整理課に用意してあります。	

甲府農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する第11条第1項の規定により公告し、変更理由を付した当該農業振興地域整備計画の案を次により縦覧に供する。

令和3年12月24日

甲府市長 樋口 雄一

1 甲府農業振興地域整備計画案の縦覧

(1) 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目18番1号

甲府市産業部農林振興室農政課

(2) 縦覧期間

自 令和3年12月24日

至 令和4年1月24日

2 意見書の提出

甲府市の区域内に住所を有する者（市内に事務所を有する法人も含む。）は、当該農業振興地域整備計画の案について、令和4年1月24日までに、市に対して文書で意見を提出することができる。

なお、提出された意見書については、要旨を取りまとめ、その処理結果を同法第12条第1項の規定に基づく当該農業振興地域整備計画書の公告時に合わせて公告する。

(1) 意見書の提出先

縦覧場所と同じ

3 異議の申し出

当該農業振興地域整備計画の案のうち、農用地利用計画に係る農用区域内にある土地の所有者その他その土地に関し法律上保護される権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、令和4年1月24日の翌日から起算して15日以内である令和4年2月8日までに、市に対して文書でこれを申し出ることができる。

(1) 異議申出先

縦覧場所と同じ

甲府市告示第705号

次の差押に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所が明らかでないため、地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）第20条及び第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年12月24日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |                                  |
|---|-----------|----------------------------------|
| 1 | 書類名       | 配当計算書 福発第4947号<br>充当通知書 福発第4948号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略)                             |
| 3 | 保管場所      | 甲府市福祉保健部保険経営室健康保険課               |



甲府市告示第706号

次の差押に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所が明らかでないため、地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）第20条及び第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年12月24日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |                    |
|---|-----------|--------------------|
| 1 | 書類名       | 差押調書（謄本）福発第4855号   |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略）               |
| 3 | 保管場所      | 甲府市福祉保健部保険経営室健康保険課 |

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和3年12月24日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- |            |                           |
|------------|---------------------------|
| (1) 入札番号   | (業務委託) 第802号              |
| (2) 業務名称   | 測量業務委託（甲府市環境センターごみ処理施設跡地） |
| (3) 履行期間   | 契約締結日から令和4年3月31日まで        |
| (4) 履行場所   | 仕様書等による                   |
| (5) 業務内容   | 仕様書等による                   |
| (6) 予定価格   | 公表しない                     |
| (7) 最低制限価格 | 設けない                      |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市における物品供給入札参加資格の認定において、「測量」で登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (4) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和3年12月24日（金）～令和4年1月6日（木）  
（この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。）

午前9時00分～午後5時00分

令和4年1月6日(木)については、午後3時00分まで

- (2) 配付場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課  
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階  
電話055-237-5797
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 令和3年12月24日(金)～令和4年1月6日(木)  
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)  
午前9時00分～午後5時00分  
令和4年1月6日(木)については、午後3時00分まで
- イ 場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課  
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階  
電話055-237-5797

#### 4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 令和4年1月28日(金) 午前10時00分

(2) 場 所 甲府市役所本庁舎8階 会議室8-1

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

#### 5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

#### 7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、

- 契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。
- (3) 契約書作成の要否：要
  - (4) 仕様説明会は行わない。
  - (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第708号

甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年6月条例第16号）第4条の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を指定したので、同条例第11条の規定により告示する。

令和3年12月24日

甲府市長 樋口雄一

施設の名称	団体の所在地及び名称	指定の期間
甲府市リサイクルプラザ	甲斐市玉川181番地 株式会社フィッツ	令和4年4月1日 から令和9年3月 31日まで

甲府市告示第709号

次の介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第21号）第12条の規定により無効である旨を告示する。

令和3年12月27日

甲府市長 樋口雄一

- 1 書類名 介護保険被保険者証
- 2 被保険者番号及び住所並びに氏名 別紙のとおり

甲府市コミュニティバス車両広告募集を次のとおり行います。

令和3年12月27日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 広告媒体の名称
  - (1) 宮本・能泉地区買物・通院等送迎用コミュニティバス車両広告
  - (2) 上九一色・中道地区コミュニティバス車両広告
- 2 広告掲載期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 3 募集期間  
令和4年2月1日から令和4年2月18日まで
- 4 広告掲載条件  
(甲府市ホームページ掲載の「甲府市広告掲載要綱」、「甲府市広告掲載基準」、「甲府市コミュニティバス車両広告募集要項」、「甲府市コミュニティバス車両広告掲載要領」参照)
- 5 申込方法及び提出先  
(甲府市ホームページ掲載の「甲府市コミュニティバス車両広告募集要項」参照)
- 6 決定方法及び決定後の手続き  
(甲府市ホームページ掲載の「甲府市コミュニティバス車両広告募集要項」参照)
- 7 お問い合わせ先  
甲府市まちづくり部リニア交通室交通政策課  
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所 本庁舎6階  
電話：055-237-5109  
e-mail：koutuss@city.kofu.lg.jp

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和3年12月28日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市和戸町字外森99番9から99番11まで、103番2から103番14まで、106番1、106番3から106番8まで、108番1、108番5から108番8まで、並びに字琵琶田109番1、109番3から109番6まで及び110番1から110番9まで  
以上42筆及び水

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、水路、広場、ごみ集積所及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲斐市竜王2118番地  
有限会社ニレ不動産  
取締役 長 田 正 行



甲府市告示第712号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和3年12月28日

甲府市長 樋口雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市朝気二丁目1068番1及び1068番3から1068番6まで  
以上5筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府大阪市北区大淀中一丁目1番88号  
積水ハウス株式会社  
代表取締役 仲井嘉浩

甲府市告示第713号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

令和3年12月28日

甲府市長 樋口雄一

- |   |         |                      |
|---|---------|----------------------|
| 1 | 事業者名    | 株式会社フロンティアの介護        |
| 2 | 事業者の所在地 | 愛知県名古屋市東区泉一丁目19番8号   |
| 3 | 事業所名    | ヘルパーステーション フロンティアの介護 |
| 4 | 事業所の所在地 | 甲府市小瀬町777番地1         |
| 5 | 事業の種類   | 居宅介護、重度訪問介護          |
| 6 | 主たる対象者  | 特定なし                 |
| 7 | 指定事業所番号 | 1910103116           |
| 8 | 指定年月日   | 令和4年1月1日             |

甲府市告示第714号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和3年12月28日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市川田町字正里596番2  
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
笛吹市石和町松本1番地6  
柿木 聡

---

# 教育委員会

---

甲府市学校給食費徴収規則をここに公布する。

令和3年12月3日

甲府市教育委員会

教育長 數野 保秋

甲府市教育委員会規則第6号

甲府市学校給食費徴収規則

(趣旨)

第1条 この規則は、学校（甲府市市立学校設置条例（昭和39年4月条例第24号）に定める小学校及び中学校をいう。以下同じ。）において実施する給食（以下「学校給食」という。）に係る学校給食費（学校給食に要する経費のうち、学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第1項に規定する経費その他市が負担する経費以外の経費をいう。以下同じ。）の徴収等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、学校教育法（昭和22年法律第26号）で使用する用語の例による。

(学校給食の申込み)

第3条 学校給食を受けようとする学齢児童又は学齢生徒（以下「児童等」という。）の保護者及び児童等を除く学校給食を受けようとする者（以下これらを「納付義務者」という。）は、甲府市学校給食申込書及び学校給食費等口座振替依頼書兼解約・変更届（第1号様式）により市に対して申込みをしなければならない。

2 前項の規定による申込みは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める

機関等を経由して行うものとする。

(1) 納付義務者が口座振替による納付を希望する場合 指定金融機関等（市の指定金融機関及び収納代理金融機関をいう。）

(2) (1)以外の場合 納付義務者の児童等が在学し、又は入学を予定している学校

3 前2項の規定は、学校給食の申込みを変更し、又は取り消そうとする場合について準用する。

（学校給食費の徴収対象者）

第4条 市は、納付義務者から学校給食費を徴収する。

（学校給食費の額）

第5条 学校給食費の日額は、別表のとおりとする。

（納付義務者への通知）

第6条 市は、別表に規定する日額に、その年度において学校給食を実施する日数を乗じて得た額（以下「納付年額」という。）を決定したときは、速やかに学校給食費納付額通知書（第2号様式）により納付義務者に通知する。

2 市は、納付年額が変更になった場合は変更通知書（第3号様式）により納付義務者に通知する。

（学校給食費の納付等）

第7条 納付義務者は、納付年額を5で除した額を口座振替又は納付書（甲府市財務規則（昭和62年1月規則第1号）第46条で定める納付書をいう。以下同じ。）により納付期限までに納付しなければならない。

2 前項の納付期限は、6月、8月、10月、12月及び翌年の2月（以下「徴収する月」という。）の末日とする。ただし、市が特に必要と認めるときは、別に納付期限を定めることができる。

3 市は、口座振替により学校給食費を納付する場合において、口座振替による納付がなされなかった場合は、学校給食費口座振替不能通知書（第4号様式）及び納付書を送付する。

4 市は、納付年額の変更等により学校給食費の過納等が生じた場合は、還付通知書（第5号様式）により通知するものとする。ただし、その還付を受けるべき者に未納の学校給食費があるときは、その還付に代えて、当該過納等をその未納の学校給食費に充当することができる。

(一括納付の取扱い)

第8条 市は、納付義務者があらかじめ希望したときは、納付年額を一括して口座振替をすること（以下「全納」という。）ができる。

2 前項の規定による口座振替は、当該年度の6月末日に行うものとする。

(学校給食費の減額等)

第9条 学校給食を受ける児童等又は児童等を除く学校給食を受ける者が次の各号のいずれかに該当するときは、納付年額から、別表に規定する金額に学校給食を受けなかった日数を乗じて得た額を減額する。

(1) 入院等の理由で連続して5食以上の期間、学校給食を受けないことを希望する場合において、申出をして学校給食の停止を受けたとき。

(2) 年度の途中において、学校給食を受けようとする児童等又は児童等を除く学校給食を受けようとする者として就学又は就業しなくなったとき。

(3) その他市が必要と認めたとき。

2 食物アレルギーへの対応を開始して、学校給食の献立の一部を中止する場合の学校給食費の額は、別表の範囲内で甲府市教育委員会が別に定める。

(学校給食の停止等)

第10条 納付義務者は、前条第1項第1号及び第2号の規定により学校給食の実施の停止又は再開を希望するときは、停止又は再開を希望する日から5日前（当該期間の算定については、甲府市の休日を定める条例（平成元年3月条例第13号）に規定する休日を除く）までに学校に申し出なければならない。ただし、市が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

2 学校は、前項の申出を受けた場合は、速やかに実施計画書（変更届）（第6号様式）により市に届け出なければならない。ただし、前条第1項第3号の規定により市が必要と認めた場合において、緊急に学校給食の実施を停止又は再開をする必要があるときは、この限りでない。

(食物アレルギーへの対応)

第11条 第9条第2項の食物アレルギーへの対応の開始及び解除に関する事項については、甲府市教育委員会が別に定める。

(学校給食費に相当する経費の徴収)

第12条 市は、第3条の申込みがない場合において、必要に応じて学校給食を提

供することができる。この場合において、市は、学校給食を受けた者又はその保護者から学校給食費に相当する経費を徴収する。

2 前項の学校給食費に相当する経費は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める別表の額とする。

(1) 小学校に準じた学校給食を提供したとき 小学校

(2) 中学校に準じた学校給食を提供したとき 中学校

3 第1項の学校給食費に相当する経費の徴収は、納入通知書（甲府市財務規則第46条で定める納入通知書をいう。）により行うものとする。

（支払の促し）

第13条 市は、第7条第2項で定める納付期限までに学校給食費を納付しなかった納付義務者に対し、地方自治法等の例により支払を促すものとする。

（委任）

第14条 この規則に定めるもののほか学校給食費の徴収等に関し必要な事項は、市が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 第3条の規定による学校給食の申込みの手続その他学校給食費の納入のために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

別表

区分	日額
小学校	265円
中学校	330円

(第1号様式)

《甲府市学校給食申込書及び学校給食費等口座振替依頼書 兼 解約・変更届》

〈自動払込利用申込書〉

区分	1.新規 (いずれかの番号に○印を付けてください。2,3はゆうちょ銀行を除く)	2.解約届	3.変更届
----	--	-------	-------

金融機関用
申込日
令和 年 月 日

私は下記対象児童・生徒(教職員等)が甲府市立学校に在学(在勤)する期間中学校給食を申し込みます。

児童生徒教職員等	住所 (所在地)	〒 -	学校名	小学校・中学校 新 年 組 番
	フリガナ		生年月日	※学校名はクラス等が決まっていない場合は学年までで結構です。 また、新小学一年生は新に○をつけてください
	氏名 (事業所名)		3昭和 4平成 5令和 年 月 日生	現在学校に登録されている口座情報との変更 有・無

申込内容(いずれかの番号に○印を付けてください)	1.給食費及び学納金 2.給食費 3.学納金 4.給食申込のみ
--------------------------	---------------------------------

学校給食費等を 年 月から私が指定する預貯金口座から口座振替の方法により納めたい(解約・変更したい)ので、約定を承諾のうえ依頼します。

給食費の振替方法について全納(給食費の6月振替時に1年分振替)を希望します。

金融機関等	ゆうちょ銀行	払込先口座番号	00230-9-960359
金融機関名	銀行・金庫 信用組合・農協	金融機関コード	9900
	本店(所) 支店(所) 出張所	種目コード	166(新規)
金融機関コード 店コード	金融機関コード	店コード	
種別	1.普通(総合口座) 2.当座	払込先加入者名	甲府市会計管理者
口座番号		契約種別コード	30・学校給食費
		通帳記号 (6桁目がある場合は「の」欄に記入してください)	通帳番号 (右詰めで記入してください)
		の	
		自動払込開始年月	年 月

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

口座振替依頼者	フリガナ	払込日	お届け出印
	口座名義人	※金融機関にお届けのとおり記入してください。	毎月末日(4月を除く) ※金融機関休業日の場合は、翌営業日
	口座名義人住所	〒 -	必ず押印
		電話番号	[ 自宅・携帯 ] ( )

児童手当等に係る学校給食費等の徴収等に関する申出書

甲府市長殿

下記の事項について  同意します  同意しません

私は、万一、学校給食費等を滞納した場合、児童手当法第21条第1項又は第2項の規定に基づき、市長から支給を受ける児童手当等の額から、学校給食費等について、当該児童手当等の支払期日をもって支払に充てることを申し出ます。なお、申出の撤回を行わない限りにおいて、本申出に基づき、児童手当等の支払に充てるものとします。

児童手当受給者

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_ 児童・生徒名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

【承諾事項】

- ・学校給食費等を滞納した場合、甲府市が私(学校給食費等納入義務者)及び同一生計世帯員の住民基本台帳記載事項や市民税課税状況等、学校給食費等の債権管理に必要な範囲において情報を調査使用することに承諾します。
- ・学校給食費等を滞納した場合、滞納額や滞納理由、世帯状況等を把握するために、甲府市と学校が互いに知り得ている情報を共有することに承諾します。
- ・学校が現在管理している口座情報がある場合は、情報の共有をすることに同意します。

【約定】

ゆうちょ銀行を除く

- ・私が納めるべき学校給食費等の納付書が甲府市から貴金融機関に送付されたときは、私に通知することなく納付書に記載された金額を指定の預貯金口座から引き落としとして納めてください。
- ・預貯金口座からの引き落としにあたっては、当座勘定・普通預金の規定等にかかわらず、小切手の振出または通帳及び預貯金払戻請求書等の提出はいたしません。
- ・口座振替日は甲府市が指定する日とします。
- ・口座振替日に指定した預貯金口座の残高が納付書に記載された金額に満たないときは、私に通知することなく当該納付書を返却されても異議ありません。
- ・口座振替契約の有効期限は、変更・解約の届出がない限り有効とします。ただし、支払義務が消滅したものは解除されてもさしつかえありません。
- ・この契約は、貴金融機関が必要と認めた場合または預貯金口座の残高不足等の理由により振替不能が連続した場合には解約されても異議ありません。
- ・領収書は、預貯金通帳への記帳により省略してさしつかえありません。
- ・支払後の学校給食費等について、過誤納金が生じた場合は、当該預貯金口座に振り込んでください。

金融機関受付印  
(受付店日附印)



(第2号様式)

年 月 日

様

甲府市長

学校給食費納付額通知書

平素より学校給食事業にご理解ご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、年度学校給食費の納付額及び口座振替日又は納付期限が次のとおり決定しました。

つきましては、口座振替による納付の児童・生徒の保護者さまには、振替日の残高不足にご注意いただくとともに、口座振替以外の児童・生徒の保護者さまには、後日納付書を送付いたしますので納付期限までの納付をお願いいたします。

口座振替につきましては、納付月の前月の20日までに申請手続きがなされない場合は、納付書による納付となります。

なお、内容にご不明な点等がありましたら、恐れ入りますが問い合わせ先までご連絡ください。

納付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
納付額(円)						
口座振替日 又は 納付期限						

納付月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付額(円)						
口座振替日 又は 納付期限						

納付額合計(円)	
----------	--

お問い合わせ先

(第3号様式)

年 月 日

様

甲府市長

変更通知書

平素は、学校給食事業に御協力を賜り御礼申し上げます。

さて、年度学校給食費が次のとおり変更となりましたので通知いたします。ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

年度	年度	学校	学校
学年	年	氏名	
変更理由			

○給食費

月	振替日 (納付期限)	変更前		変更後	
		振替金額	児童手当充当	振替金額	児童手当充当
4月		円	円	円	円
5月		円	円	円	円
6月		円	円	円	円
7月		円	円	円	円
8月		円	円	円	円
9月		円	円	円	円
10月		円	円	円	円
11月		円	円	円	円
12月		円	円	円	円
1月		円	円	円	円
2月		円	円	円	円
3月		円	円	円	円
合計		円	円	円	円
		円		円	

○給食口座

金融機関名		支店名	
預金種別		口座番号	
口座名義人			

○児童手当充当

受給者氏名	
-------	--

お問い合わせ先

(第4号様式)

年 月 日

様

甲府市長

学校給食費口座振替不能通知書

平素は、学校給食事業にご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、学校給食費について、指定された預金口座から振替納付されませんでしたので、別添の納付書により早急に納付してください。ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

◎対象者氏名

学校名		学年	
児童・生徒氏名		備考	

◎金融機関名

金融機関名		支店名	
預金種別		口座番号	
口座名義人			

お問い合わせ先

(第5号様式)

年 月 日

様

甲府市長

還付通知書

学校給食費の還付について、次のとおり通知いたします。ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

対象者氏名				
科 目				
通知書番号				
学 校 学 年 ク ラ ス				
調定年月	領収日	調定金額	収入金額	還付金額

還付方法	
還付年月日	
口座情報	金融機関名 口座種別 口座番号 口座名義人

お問い合わせ先

### 実施計画書(変更届)

実施回数

区分	実施日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	実施回数							
	曜日																																							
行事等	対象人員																																							
	学年等	行事名																																						
入院等	計1																																							
	学年等	児童・生徒名																																						
転出	計2																																							
	学年等	児童・生徒名																																						
転入	計3																																							
	学年等	児童・生徒名																																						
計4																																								
<b>実施食数</b>																																								

(実施食数=当初対象人員+計1+計2+計3+計4)

甲府市教育委員会告示第9号

甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年6月条例第16号）第4条の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を指定したので、同条例第11条の規定により告示する。

令和3年12月15日

甲府市教育委員会  
教育長 數野保秋

施設の名称	団体の所在地及び名称	指定の期間
甲府市総合市民会館	甲府市湯田二丁目13番1号 UTY・ALPS・甲府ビルサービス共同事業体	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

甲府市教育委員会告示第10号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和3年12月22日

甲府市教育委員会  
教育長 數野保秋

1 入札対象業務

- |            |                             |
|------------|-----------------------------|
| (1) 入札番号   | (教委) 第4号                    |
| (2) 業務名称   | 甲府市緑が丘スポーツ公園野球場ヒマラヤスギ剪定業務委託 |
| (3) 履行期間   | 契約締結日から令和4年3月31日まで          |
| (4) 履行場所   | 仕様書による                      |
| (5) 業務内容   | 仕様書による                      |
| (6) 予定価格   | 公表しない                       |
| (7) 最低制限価格 | 設けない                        |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店又は本社を有する者であること。
- (2) 甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定において、第1希望の業種が「種苗・造園」で登録されている者であること。
- (3) 事業協同組合とその組合員は、同時に入札に参加することはできない。なお、事業協同組合が入札に参加する場合は、組合員を所属しているものとして参加することができる。
- (4) 協会とその協会員は、同時に入札に参加することはできない。なお、協会が入札に参加する場合は、協会員を所属しているものとして参加することができる。
- (5) 事業協同組合と協会は、組織内に重複する者があるときは、同時に入札に参加することはできない。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (8) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

- (9) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。  
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。
- (11) 市税の滞納がない者であること。

### 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和3年12月23日（木）～令和4年1月7日（金）  
（この期間内の25日（土）、26日（日）及び29日（水）～3日（月）を除く。）  
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市教育委員会総務課  
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所  
ア 期間 令和3年12月23日（木）～令和4年1月7日（金）  
（この期間内の25日（土）、26日（日）及び29日（水）～3日（月）を除く。）  
午前9時～午後5時  
イ 場所 甲府市教育委員会総務課  
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階  
電話 055-223-7320

### 4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和4年1月26日（水） 午前9時30分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎6階 大会議室  
甲府市丸の内一丁目18番1号  
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

### 5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

### 6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。



なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

#### 7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

---

# 選挙管理委員会

---

甲府市選挙管理委員会告示第21号

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1/50の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1/3の数並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定する選挙権を有する者の総数の1/6の数は、次のとおりである。

令和3年12月1日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 志村文武

1	1/50の数	3,105人
2	1/3の数	51,738人
3	1/6の数	25,869人
4	選挙人名簿登録者数	155,212人

---

# 農業委員会

---

甲府市農業委員会告示第12号

農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づき甲府市農業委員会12月定例総会を、令和3年12月27日午後2時00分、甲府市南公民館において開催し、付議すべき事項について協議するので、甲府市農業委員会総会会議規則第2条の規定により公告する。

令和3年12月21日

甲府市農業委員会会長 西 名 武 洋

付議すべき事項

- 1 農地法に基づく申請・届出等について
- 2 令和4年1月告示分農用地利用集積計画について

---

# 上下水道局

---

甲府市上下水道局管理規程第 1 1 号

甲府市上下水道局庁用自動車等管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 3 年 1 2 月 2 2 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 上田 和正

甲府市上下水道局庁用自動車等管理規程の一部を改正する規程

甲府市上下水道局庁用自動車等管理規程（昭和 4 6 年 1 1 月管理規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条の 3 に後段として次のように加える。

この場合において、同条第 3 項中「同項第 3 号」とあるのは、「同項第 2 号の規定は、当該職員が所属する部等の長において安全運転管理上支障がないと認めるとき、同項第 3 号」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

甲府市上下水道局告示第103号

甲府市水道事業給水条例（平成9年12月条例第67号）第7条にかかわる指定給水装置工事事業者の指定をしたので、甲府市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年2月管理規程第2号）第10条第1号の規定により告示する。

令和3年12月20日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 上田 和 正

指定番号	第457号
指定業者名	小川設備工業所
所在地	山梨県南巨摩郡富士川町長澤323
代表者	小川 仁士

甲府市上下水道局告示第104号

甲府市水道事業給水条例（平成9年12月条例第67号）第7条にかかわる指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の休止届出があったので、甲府市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年2月管理規程第2号）第10条第2号の規定により告示する。

令和3年12月28日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 上 田 和 正

指 定 番 号	第402号
指 定 業 者 名	エコア(株)山梨事業所
所 在 地	甲府市大里町2062
代 表 者	杉岡 洋平

---

## 任免辞令

---

(市長事務部局)

企画財務部 収納管理室 収納課 主事 土屋 祐貴

退職を承認する

以 上 発 令 日 令和 3年12月20日

福祉保健部 保険経営室 健康保険課 主事 山田 歩実

子ども未来部 子ども未来総室 子ども保育課 主事 上原 綾夏

(各通)

退職を承認する

以 上 発 令 日 令和 3年12月31日